

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	平 間 雅 博
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第4号)

平成28年3月10日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第57号 柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
- 第 3 議案第58号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 4 議案第59号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第60号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第61号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 第 7 議案第 6 2 号 柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例
  - 第 8 議案第 6 3 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第 6 4 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第 1 0 議案第 6 5 号 平成 2 7 年度柴田町一般会計補正予算
  - 第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 7 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
  - 第 1 2 議案第 6 7 号 平成 2 7 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
  - 第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 1 4 議案第 6 9 号 平成 2 7 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 7 年度柴田町水道事業会計補正予算
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木守君、11番広沢真君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 議案第57号 柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第57号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第57号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についての提案理由を申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律が平成27年8月10日から施行され、これに基づき、宮城県では地方活力向上地域特定業務施設整備事業について記載した地域再生計画「富県共創！みやぎへの本社機能移転等推進プロジェクト」を策定し、平成27年10月2日、内閣総理大臣から認定を受けたところであります。

今回の条例制定は、宮城県の計画策定を受け、本町への本社機能移転を促すための環境整備を目的として行う、固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第57号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についての詳細説明を申し上げます。

提案理由でも申し上げましたが、東京23区にある本社機能等の地方移転や、地方にある本社機能の拡充を目的とした地域再生法の一部を改正する法律が平成27年8月10日に施行され、宮城県において地域再生計画が策定されました。それで、平成27年10月2日に内閣総理大臣から認定を受けました。

今回の条例制定は、宮城県の地域再生計画を受け、柴田町への本社機能移転強化を促す環境整備を目的として、固定資産税の不均一課税に関して必要な事項を定めるもので、移転拡充整備する事業者に対し、固定資産税を軽減するものです。

条例における不均一課税の内容は、移転型事業と拡充型事業とに区分され、移転型事業は東京23区にある本社機能に移転し、整備する事業としております。拡充型事業は、柴田町にある本社機能を拡充または東京23区以外の地域から本社機能に移転し整備する事業とに区分し、税率を定めております。

議案書3ページをお開きください。

柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例です。

第1条、趣旨につきましては、平成27年10月2日に認定された地域再生計画に定められた地方活力向上地域内において整備された固定資産税の不均一課税に関し、必要な事項を定めるとする趣旨を規定したものです。

第2条、不均一課税に関する規定であります。平成27年10月2日から平成30年3月31日までの期間内に宮城県から整備計画の認定を受けた事業者で、認定後2年以内に事業資産である特別償却設備、これは家屋、構築物、償却資産及び土地になります。を新設、増設したものに対し、その取得資産に新たに課税される年度以降3カ年に限り、下の表に掲げる税率を適用するものです。表中、事業欄上段は移転型事業の税率となります。下段は拡充型事業の税率となります。

第3条、申請では、固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者が町長に提出しなければならない申請書に記載すべき事項を規定するものです。

第4条では、不均一課税の決定を通知しなければならないとするものです。

第5条は、規則への委任事項となります。

次に、附則となります。施行期日及び平成27年中の取得分に係る経過措置を規定するものです。

なお、今回の固定資産税の不均一課税に伴う減収分については、地方交付税の基準財政収入額から控除される措置がとられることを申し上げます。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 附則の1に、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月2日から適用するというと、今平成28年ですからさかのぼって適用するという意味でしょうけれども、それでは第3条の申請のところに、初年度の初日の属する年の1月末日までに町長に提出しなければならないということは、きょうこの議会でこの議案を可決したとして、そうすると去年にさかのぼると言いますが、もうこの1月末日までに町長に提出しなければならないということは、これから新しく出す分だけが適用されるんであって、この去年の10月2日から適用するという意味がないという気が私はするんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 平成27年10月2日から28年1月1日までの間に新設なりされた資産に対する課税が28年度になります。その28年度の固定資産の申告あるいはこの条例に規定する申請については1月31日までの期限となりますが、この条例の施行が議会以後になりますので、議会後30日以内であれば、27年中に取得した資産に対する固定資産税の減額ができる旨の規定となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今のだと、ですから去年の10月2日以降に、例えば実際にもう柴田町内に本社を持ってきたとか実際に土地を取得したとか、そういう例については今のように30日以内ということで、きょう議会で例えば承認された後にそういう今の手続ができるという、そういう理解でいいんですか。

○議長（加藤克明君） 税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） そのとおりだと思います。あと、例えば今、県のほうに計画の認定を申請している事業所があるとすれば、その事業所がこの今回の条例の初めての対応に活かされるというようなことでの経過措置を設けたものです。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第58号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第58号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第58号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

制定後50年ぶりに抜本的な見直しを実施された改正行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されます。

改正行政不服審査法では、公正性・利便性の向上等を図る観点から、行政庁の処分に関する不服申し立ての手續を、原則として審査請求に一元化するとともに、原処分に関与しない職員が審理手續を行う審理員による審理手續の導入や、審査請求をすることができる期間を現行の60日から3カ月に延長するなどの改正が行われました。

このことから、本町における条例で定める不服申立て制度についても、改正行政不服審査法及び整備法により改正される国の行政不服審査制度と同様の趣旨及び運用とするため、関係する条例において所要の整備を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第58号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての説明をいたします。

行政不服審査法が50年ぶりに抜本的な改正が行われ、行政不服審査法等の行政不服審査関連3法が平成26年6月に公布、平成28年4月1日から施行されることとなります。行政不服審査法の改正は、行政が行う処分に関し国民が行政に不服を申し立てる制度、不服申し立てについて、国において公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充・拡大の観点から抜本的な見直しが行われ、行政庁の処分に関する不服申し立ての手続を原則として審査請求に一元化するとともに、審理員による審理手続の導入、審査請求をすることができる期間を現行の60日間から3カ月に延長するなどの改正が行われました。

このことから、本町においても、この改正されました行政不服審査法及び整備法により改正された国の行政不服審査制度と同様の趣旨・運用とするために、関係する第1条から第7条までの7本の条例につきまして、所要の整備を行う必要があることから、この条例を制定するものです。

第7条の第1条は、柴田町行政手続条例の一部改正になります。表の改正後の欄で説明をいたします。国の行政手続法と町の行政手続条例が同一の内容、同一の条文で制定されておりますことから、国の行政手続法第19条第2項、第4項の改正規定と同様に、アンダーライン部分の「ことのある」を削るものです。

第2条は、柴田町情報公開条例の一部改正になります。冒頭申し上げました不服申し立て制度の見直し等に伴い、7ページの目次から8ページの第7条を初めとする改正条例全体で、不服申し立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人に改める等の文言の整理を行うほか、引用規定を改め、8ページの中段の第21条第1項、審査請求等の改正につきましては、第7条第1項の決定または公開請求に係る事務手続等についての不作為についても審査請求の対象とするもので、さらには審査請求期間を60日以内を3カ月以内に改めるほか、この場合の審査請求を第2項では行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないとするものです。

第3項は、公開請求に対する決定等の審査請求について、審査会に審査を求めるという規定ではありますが、第1号、第2号とも審査請求の除外規定を定めるものであります。

9ページの第4項は、審査を求める諮問について、添付書類として弁明書の写しを添付しなければならないとするものであります。



9ページの下段、第3条、柴田町個人情報保護条例の一部改正になります。この第3条の改正も第2条と同様に不服申し立て制度の見直しに伴い、10ページの目次を初めとし、15ページまでの第49条までの改正条例全体で、不服申立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人に改める等の文言の整理を行うほか、引用規定を改め、11ページの第35条は審理員による審理手続に関する規定の適用除外について規定し、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないとするものであります。

第36条は、審査請求について審査会に諮問しなければならないという規定であります。第1項第1号から4号までの審査会への諮問への除外規定を定めるものであります。

12ページの上段の第2項は、審査会に諮問する際には添付書類として弁明書の写しを添付しなければならないとするものであります。

14ページ中段の第47条第1項は、審査会は意見書または資料の提出があったときは、意見書または資料の写しを提出した審査請求人以外の審査請求人等への送付をすることと規定し、除外規定を定めたものであります。

第3項は、第1項の規定による送付等について、提出資料等を提出した審査請求人の意見を聴取することと定めて、その例外を規定したものであります。

15ページの下段になります。第4条、柴田町固定資産評価審査委員会の条例の一部改正になります。この条例の改正は、行政不服審査法等の改正により改正されました地方税法等の規定の例に倣い改正されたもので、15ページから16ページにかけましての第4条、審査の申出の第2項は記載内容の追加について、第16条の中段、第6項は審査申出人がその資格を喪失したときには、その旨を書面で提出しなければならないとするもので、第6条第4項は書面審理において申出人から反論書の提出があったときは、町長にこれを送付するとするものであります。

第11条は、決定書の作成について必要記載事項を明示し、委員会が記名、押印した決定書を作成するとするものであります。

17ページの第5条、柴田町職員の給与に関する条例の一部改正になります。行政不服審査法の改正に伴い、この給与条例で引用する該当条項を新法の条項に改める引用規定の改正であります。内容は、審査請求することができる期間を現行の60日から3カ月に延長するものであります。

このページの下段の第6条は、柴田町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正になります。この条例改正も前の第5条と同様に、行政不服審査法等の改正に伴い、このサービス制限条例で引用する該当条項を新法の条項に改める引用規定の改正に

なります。

18ページの第7条の柴田町手数料条例の一部改正になります。改正されました行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立てに係る提出資料等の交付に係る手数料についての条例を制定しようとするものであります。

第2条第1項第33号、この条例の制定につきましては、審査請求人は審理員に対して提出された書類の閲覧だけでなく、当該書類の写しの交付を求めることができることとなり、その書類の写しの交付を受ける審査請求人等は、同法の規定により実費の範囲内において、条例で定める額の手数料を納めなければならないとするものであります。よって、当該書類の写しの交付について白黒コピー1面につきまして10円、カラー1面につきまして60円とするもので、手数料を徴収するため、この条例を改正するものであります。

附則になります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第59号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第59号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第59号柴田町職員の給与に関する条例等

の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成27年8月に出された国の人事院勧告及び平成27年10月の宮城県人事委員会勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の月例給並びに勤勉手当の引き上げについて改正を行うものです。あわせて学校教育法の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、19ページになります。

議案第59号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年度人事院勧告は、民間の賃金引き上げの動向を反映し、官民格差是正のため、公務員の給料表及びボーナスの支給割合を引き上げる勧告を行っております。このことから、政府はことし1月に国家公務員の給与について、人事院勧告どおり給与改定を行うことを決定しており、柴田町においても同様の給与改定を行うものであります。

表中の改正後の欄で説明をいたします。

第1条、柴田町職員の給与に関する条例の一部改正になります。平成27年4月1日適用の勤勉手当と給料表の改正になります。

第19条第2項第1号の勤勉手当になります。一般職員の賞与の勤勉手当の支給割合について、改正前は6月、12月とも100分の75としていたものを改正後は6月期100分の75、12月期100分の85とし、勤勉手当の支給割合を1.5カ月から1.6カ月へ0.1カ月分引き上げるものであります。

20ページの上段になります。第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給割合について、6月及び12月期とも100分の35を6月期100分の35、12月期100分の40とし、年間支給割合を0.7月分から0.75月分へ0.05月分引き上げるものであります。

なお、平成27年度の勤勉手当につきましては、改正前の支給割合で既に支給済みであります。平成27年4月1日にさかのぼって適用されるものであります。

附則になります。第10項、行政職給料表6級相当職以上で55歳に達した日以後の最初の4月1日以後に該当する職員につきまして、勤勉手当減額対象額に6月及び12月期とも100分の1.125を乗じた額を勤勉手当から減額するとしたものを6月期100分の1.125、12月期100分の

1. 275を乗じた額を減額とするものであります。

12ページから23ページの別記1が改正後、24ページから26ページの別記の2が改正前の行政職給料表になります。ゴシック体でアンダーライン部分が改正箇所になります。1,100円から2,500円の引き上げ幅となります。平均改定率は0.4%増となります。一番若い職員の1級の初任給につきましては、民間との格差があり、是正のために2,500円の引き上げを行っております。あわせて若年層の職員の給料も初任給程度の改定が行われております。年齢や給料表の高い層につきましては、平成27年4月の給与制度の総合的な見直しから、官民給与格差が縮小していることを踏まえ、1,100円の引き上げを基本として改定が行われております。

続きまして、27ページの第2条の柴田町職員の給与に関する条例の一部改正になります。平成28年4月1日適用の勤勉手当の改正になります。先ほどの第1条と同様に、第19条第2項第1号の賞与の勤勉手当になります。一般職員の勤勉手当の支給割合について、改正前は6月期100分の75、12月期100分の85としていたものを改正後は6月期及び12月期とも100分の80と改正するものであります。

同様に、第2項第2号は再任用職員の勤勉手当の支給割合について、6月期100分の35、12月期100分の40を6月期及び12月期とも100分の37.5とするものであります。

なお、一般職、再任用職員とも改正前、改正後の年間支給割合の変更はございません。

附則になります。第10項、行政職給料表6級相当職以上で55歳以上に達した日以後の最初の4月1日以後に該当する職員について、勤勉手当減額対象額に6月期100分の1.125、12月期100分の1.275を乗じて得た額を勤勉手当から減額するとしたものを6月期及び12月期とも100分の1.2を乗じた額を勤勉手当から減額とするものであります。

続きまして、28ページの第3条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例になります。小中学校の義務教育を一貫して行う義務教育学校が、平成28年4月1日の学校教育法等の一部改正による法律により、新たな学校の種類として規定されたことに伴い、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について規定した第8条の2第1項第2号の条項にアンダーライン部分の「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」を加えるものであります。前期課程は小学校課程になります。小学校の段階になります。

続きまして、29ページの第4条の柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正になります。第1条の一般職員の給料表の引き上げ改定と同様に、第7条の給与に関する特例として、高度の専門的知識を有する弁護士、大学教授、医師、歯科医師、薬剤師等で任期を

定めて採用される特定任期付職員の月額給料表についても引き上げの改定を行うものでありますが、柴田町では該当する職員はおりません。

附則になります。第1項、第2項は施行期日になります。

第2条と第3条の規定は平成28年4月1日から施行し、第1条の規定は平成27年4月1日から適用し、第4条の規定は公布の日から適用とするものであります。

第3項は、給与の内払いについて、第2条の規定による改正後の給与条例を適用する場合に、第1条の規定による改正前の給与条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定により、給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第60号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第60号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第60号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴うものです。傷病補償年金

または休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率が変更となったため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案第60号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、昨年12月会議におきまして議案第37号として、この案件と同様の議案として条例改正の議決をいただきましたが、今回の改正内容も12月会議の改正内容と同様に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、年金制度側において所要の改正が行われたことに伴うもので、さらに地方公務員災害補償法施行令等の一部を改正する政令が平成28年1月22日付で公布され、平成28年4月1日から施行されたことによるものであります。

さらに、この条例は労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる保険給付に乗ずる調整額が変更になったことから、この条例で所要の改正を行うものであります。

31ページになります。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例になります。

附則の第5条第1項中の規定は、他の法令による給付との調整の規定により、別表の右側が改正前、左側が改正後の内容となりますが、損害補償の事由により、障害または死亡について、他の法律による年金たる給付が支給される場合の併給調整を行う規定となりますが、年金制度側において所要の改正が行われたことによる改正となります。

表中の傷病補償年金と障害厚生年金等が支給された場合の調整率について、年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により、厚生年金保険法による傷病補償年金等が併給された場合の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

その下の第2項、休業補償と障害厚生年金等が支給された場合の調整率についても同様に、休業補償と同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給された場合の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

附則になります。第1項は施行期日を平成28年4月1日とするもので、第2項の経過措置は

平成28年4月1日の施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償について、改正後の調整率を用いることとし、施行日前に支給された傷病補償年金及び休業補償につきましては、なお従前の例によることとするものであります。

また、12月会議においても説明をいたしました。柴田町においては該当者はおりません。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより、議案第60号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第61号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第61号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第61号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、職場において、心身ともに職員の健康を保持するための管理体制を整備するため、特別職の非常勤職員として委嘱する産業医の報酬について見直しを行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案第61号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

議案書33ページをお開きください。

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例になります。

次のページの34ページの別表でご説明を申し上げます。上段が改正後、下段が改正前の別記の資料となります。産業医の日額報酬を改正前、下段で2万6,800円を改正後、上段で月額4万6,800円とし、改正前の母子寮嘱託医につきまして、施設の休止により区分から母子寮嘱託医を削除するものであります。

産業医につきましては、平成27年12月1日に施行されました改正労働安全衛生法により、ストレスの程度を把握し、ストレスへの気づきを促すとともに職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的としたストレスチェック制度が、50人以上の事業所において義務化されたことから、柴田町役場としても来年度から実施を予定しているところであります。

現在、特別非常勤職員として職員の健康相談等を委嘱する産業医の職務につきまして、来年度より新たにこのストレスチェックの調査票の調査分析や、高ストレス者の選定基準についての意見聴取や、ストレスチェックの結果に基づく面接指導が加わることとなり、この条例の別表の産業医の報酬について増額の見直しを行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） うちほうの役場でも体調を壊して休んでいらっしゃるという方もいらっしゃる。産業医のその方は今度一応認めていただくと、何かストレスチェックをやると、その医者の判断によって、いろいろうちほうの役場内のその休んでいる職員に、いろいろなことをアドバイスとか休みのこととか、いろいろ……、どういうふうにその職員にかかわっているのか、それをお聞きしたいです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 産業医の先生と今話をしている最中ではありますけれども、まず役場の職場環境の改善ということで、例えば照明器具の照度とか、そういうところの職場の環境の、例えば明るい照度が足りなければ照明器具をふやすとか、そういうふうなまず職場の環境改善から、それからさっき言いましたストレスチェックの関係で、高ストレスになっている職員につきましては、抜き出しをして先生と直接面談をしていただくと、そのほかにも先生と直



接面談をしたいという希望する職員がいれば、それはその時間帯に時間をとっていただいて、相談していただくというようなことで、業務を今のところ予定しているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 職員が面談して、いろいろ決めていただけるということになれば、面談をしたいというときに、どのようなことができるんですか。職員はどなたに言うと、それを申し込めるんですか。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 総務課のほうに、例えばいついつということで大体特定した曜日を規定して、例えば毎月の第何週の何曜日ということで規定しておきますので、そのところに職員も調整していただいて、相談をいただくというような格好で、なるべく時間をとっていただいて、そのような対応をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○16番（我妻弘国君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。全ての職員が対象なんですか。臨時職員はどうなりますか。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 現在のところは、任期つきを含めました正職員として扱っている職員ということになって、約300人弱の職員というのが対象ということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） もしも受けたいという人が臨時職員でいた場合は、どうしますか。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 相談ということで、総務課のほうで状況を把握しながら、医師のほうにご相談申し上げたいと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○15番（白内恵美子君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第62号 柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第62号柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第62号柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。このことに伴い、現在条例において規定を引用している農業委員会等に関する法律の条ずれ等が生じるため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、議案第62号柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

初めに、柴田町実費弁償条例は、町の機関の求めに応じて関係人、参考人等として出頭もしくは参加した方に対し、実費弁償に関し必要な事項を定めたものです。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されることによる改正です。この改正された法律の中に農業委員会等に関する法律が含まれており、この改正に伴い、引用する条項に条ずれが生じたことと、用語の一部が変更されたものであります。

それでは、改正条文の説明をいたします。議案書37ページをお開き願います。

柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例です。改正前の第1条では、引用する農業委員会

等に関する法律第29条第4項が、改正後では第35条第4項になり、同じく第2条第1項第9号では、引用する農業委員会等に関する法律第29条第1項が、改正後では第35条第1項になります。

また、実費弁償の対象者について、改正前では耕作者その他の関係人としておりましたが、こちらも農業委員会等に関する法律の改正により、農業者その他の関係者と改めるものです。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号柴田町実費弁償条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第63号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第63号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第63号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴うものです。本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、一定の場合において個人番号の記載を不要とするため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第63号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴うものであります。平成27年10月に施行された番号法の取り扱いについては、さきの柴田町議会6月会議、12月会議において逐次改正してまいりましたが、平成28年度税制改正大綱作業の中で、納税義務者等の負担軽減を図るべきである方針が示されたことにより、平成27年12月18日付総務省通知により、国税分野及び社会保障分野における番号の利用方法との整合性を勘案し、地方税分野の一部見直しが行われたもので、主たる手続、申告に関連して提出される書類、また毎年毎年提出・作成される書類等について、個人番号の記載、本人確認の手続等の軽減を図るものです。

議案書39ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例になります。改正後の欄により説明させていただきます。第51条、町民税の減免規定中、第2項第1号に記載事項として定めていた個人番号の記載を削除するものです。

第139条の3、特別土地保有税の減免規定中、第2項第1号に記載事項として定めていた個人番号の記載を削除するものです。

40ページの附則になります。今回の条例の施行期日を公布の日とするものです。

以上で、柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第64号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第64号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第64号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法により実施することとされている地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の開始時期を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、議案第64号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

今回の条例改正は、介護保険法第115条の45第2項第4号により実施することとなる在宅医療・介護連携推進事業の開始時期について、郡医師会等のご支援のもと、事業開始の体制が整ったことから、平成30年4月1日から開始としていたものを前倒しし、平成28年4月1日からの開始に改めるものであります。

それでは、条例についてご説明申し上げます。議案書41ページです。

柴田町介護保険条例の一部を改正する条例です。改正前、改正後の表であります。附則第8条第2項にあります右側、改正前、実施猶予期日、平成30年3月31日を左側、改正後は平成28年3月31日に、また右側、改正前、開始期日、平成30年4月1日を左側、改正後は平成28年4月1日にそれぞれ改正するものであります。

附則です。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。今の説明で、地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の体制が整ったということなんですが、もう1カ月切っているわけですが、具体的にどのように進めていくんですか。それから、住民への周知はどうなりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） これまで医療機関の先生方と調整をさせていただいてまいりました。今現在も先生方と調整を進めてまいりまして、これから新しい事業に着手できるということになってございます。この在宅医療・介護連携推進事業は、8本の事業が国から原則で実施すべきものとなっております。今現在先生方のほうと、その調整に入っているところでございます。

（「周知方法」の声あり）

周知でございますか。周知につきましては、住民への住民フォーラムというものも新年度で準備したいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 実際には、いつごろから利用が可能になるんでしょう。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） この在宅事業につきましては、新たな何かサービスを受けるというような給付事業ではございません。在宅における高齢者が今後ふえてくるということになります。医療も必要な高齢者もふえてくる、介護サービスも必要な方もふえてくるということで、その両面において医療側と介護側が連携をとって、在宅の高齢者を支えていきたいと思いますという事業になります。そこには訪問看護ステーションも入ったりということで、医療部門の調整ということになります。ですので、具体的な通所のサービスを開発するとか、在宅の訪問のサービスを開発するとか、そういったものではなくて、連携事業ということになります。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 連携事業とはいっても、実際にはその在宅の医療や看護を利用する人が、どのような形でいつからというのは必要になってくると思うんです。体制を整えるということだけではなくて、話し合いだけではなくて、実際にどういうふうに移行していくのかと思っていたものですから、具体的にはどうなのかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 今私がお話し申し上げましたものが、これからの体制に向けて事業を着手しなさいということでございます。平成30年度には原則として着手しなさいというのが、国の制度でございました。それで、本町は調整がまだ整わないという状況でございましたので、平成30年度からの着手にするということにしておりましたが、医療機関の先生方のご支援等もございまして、早く着手ができるという体制が整いましたので、平成28年4月から着手するというでございまして、来年、再来年、こういったものができるというものはまた種類は違う事業でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 大変大事なことなんで、私もそのうち鈴木さんのお世話になるのではないかと。今からの大体、柴田町の現在の待機者、いらっしやいますね。その方たちが在宅のほうに回っていくという場合、大体その傾向としてどのぐらいの、今からふえていくのか、そして在宅のほうにどのぐらい回っていくのか、そういう予想も全然わかりませんか。現在把握しているところから、こういうふうになっていくのではないだろうかと、そういう傾向はわかりませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） まず、高齢者の方々がふえてくるというのはおわかりだと思います。また、一定の時期が来れば減ってくるということも、人口統計のほうからはわかるわけでございます。また、現在私どものほうでは介護ということの部門の業務に携わってはおりますが、医療部門のほうに関しましても地域医療構想、また医療計画というものも医療部門のほうで進んでいるということでございます。そういったものも県のほうで策定するよというところで国が決めておりますので、それで急性期、回復期、慢性期というような病床の数なんかもその医療構想のほうでは決めていくということになってございます。その辺でどういった病床数が確保されるのかということもかかわってきますので、済みませんが、今現在どうなるということとはちょっと今申し上げられないと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○16番（我妻弘国君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。10時45分から再開いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

日程第10 議案第65号 平成27年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第65号平成27年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第65号平成27年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

予算補正の主なものは、歳出ではおおむね事業費の確定による減額補正となっておりますが、増額補正として、情報セキュリティ強化対策事業、図書館建設基金積立金、スポーツ振興基金積立金などを措置し、歳入では事業費確定に伴う国県支出金、町債の財源補正のほか、地方消費税交付金の確定見込みに伴う増額、財産収入として仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金返還金、財政調整基金戻し入れなどの補正を行っております。あわせて、人件費の補正及び繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更、地方債の追加、変更及び廃止を行うものです。

歳入歳出それぞれ1億7,818万円を減額し、補正後の予算総額を143億2,529万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。議案書43ページをお開きください。

議案第65号平成27年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,818万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億2,529万6,000円とするものです。歳入歳出の主な補正につきましては、年度末の補正となりますので、事業



費の確定などについて計上しております。

49ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加9件の事業になります。これらの事業につきましては、平成28年1月に成立しました国の補正予算に対応して実施する阿武隈急行支援事業の阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業、それから情報政策事務の情報セキュリティ強化対策事業、それから町営住宅建設事業では通路整備などの付帯工事、それから平成27年9月関東・東北豪雨災害に伴う災害復旧などの工事関係では資材の調達に時間を要することなどの理由によりまして、年度内に完了が困難な状況となったことから、繰越明許を行うものです。

50ページになります。

第3表債務負担行為補正です。追加1件、変更1件になります。

追加の四日市場沖公園借上料につきましては、平成28年度当初から遅滞なく事業を遂行するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

変更につきましては、9月補正で議決をいただきました全国さくらサミット事業の限度額を記載のとおり変更するものです。

51ページになります。

第4表地方債補正です。追加2件、変更3件、廃止1件となります。

追加2件につきましては、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業に伴う鉄道施設総合安全対策事業費として起債限度額90万円、繰越明許費補正で説明しました自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることを目的としました国の補正予算に伴う情報セキュリティ強化対策事業費として起債限度額800万円をそれぞれ増額するものです。

変更3件につきましては、防災・安全社会資本整備事業費として町道槻木169号線外19路線道路補修工事及び町道富沢16号線道路改良工事の事業費確定による限度額4,510万円の減額、市街地整備総合交付金事業として白石川堤外地環境整備工事及び桜の小径整備工事の事業費確定による限度額5,370万円の減額、それから関東・東北豪雨によって生じた林道・ため池などの農林業施設関係及び道路・河川などの公共土木施設関係の災害復旧事業費として限度額1,310万円の減額をそれぞれ行うものです。

52ページになります。

3の廃止につきましては、狭あい道路整備等促進事業費として実施を予定しておりました町道船岡東25号線の整備につきましては、国庫補助金の大幅な減額によりまして取りやめ、起債

額1,090万円を廃止するものです。

次に、55ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ、説明をさせていただきます。

6款1項1目地方消費税交付金8,900万円の増につきましては、交付決定見込みによる増額補正となります。

11款1項1目地方交付税1,985万1,000円の減につきましては、普通交付税として712万4,000円の調整額が交付されたことと、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業に交付されている震災復興特別交付税について、今年度のセンター負担金の額が確定したことに伴う2,697万5,000円の減額補正となります。

次のページになります。56ページです。

15款1項1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金507万6,000円の減につきましては、支給対象児童数の確定に伴う児童手当交付金の交付決定見込みによる減額補正となります。

57ページになります。

15款2項1目総務費国庫補助金4節地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金805万円の増につきましては、繰越明許費補正、地方債補正で説明しました自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることを目的とした国の補正予算に伴う補助金を計上するものです。

58ページになります。

5目土木費国庫補助金1億2,748万1,000円の減は、地方債補正で説明しましたとおり、1節社会資本整備総合交付金と2節防災・安全社会資本整備交付金につきましては、国の交付金の額の確定に伴うそれぞれ事業の確定による減額補正となります。

3節公共土木施設災害復旧事業補助金につきましては、道路・河川などの公共土木施設関係の災害復旧事業費の額の確定による減額補正となります。

次に、61ページになります。

17款2項4目出資金返還金1億5,056万円の増につきましては、12月会議で議決いただきました仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金の財産処分によりまして、町の基金出資分について返還を受けることによる増額補正となります。

なお、この返還金につきましては、図書館建設基金及びスポーツ振興基金への積み立ての財源としております。

18款1項2目ふるさと応援寄附金250万円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附申し込みの増加に伴う増額補正となります。

19款1項2目基金繰入金につきましては1億6,345万1,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。これによります財政調整基金の残高は11億9,169万5,951円となります。

62ページになります。

22款1項3目土木債の1億970万円の減、次のページの7目総務債890万円の増、8目災害復旧事業債1,310万円の減につきましては、先ほど地方債補正で説明した内容での補正計上となります。

次に、64ページになります。

歳出です。歳入と同様に主なものについてのみ、説明をさせていただきます。

初めに、各款、目にわたりまして給料、職員手当等、共済費など職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に先ほど議決いただきました人事院勧告による給与改正及び育児休業等の異動等に伴うものです。

66ページになります。

2款1項2目企画管理費25節積立金250万円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金に積み立てするものです。これによります基金の残高は5,450万円となります。

3目情報政策費13節委託料の情報セキュリティ強化対策委託料と、18節備品購入費の情報セキュリティ強化対策機器購入費の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、国の補正予算に対応して実施する地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業による増額補正となります。

次に、69ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金646万7,000円の増につきましては、マイナンバー制度関係事務費の人口当たりの単価が増額となったことによる増額補正となります。

次のページになります。70ページです。

2款4項2目宮城県議会議員一般選挙費1,128万5,000円の減につきましては、平成27年10月25日に執行されました宮城県議会議員一般選挙の執行経費の確定による減額補正となります。

71ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費28節操出金1,045万3,000円の増につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に係る財政安定化支援事業分、事務費分、それから乳幼児医療費分として国民健康保険事業特別会計のルール分の操出金の増額補正となります。

72ページになります。

6目障害者更正援護事業費19節負担金補助及び交付金の障害福祉サービス給付費1,018万

3,000円の増につきましては、利用者の増による増額補正となります。

73ページになります。

3款2項2目児童措置費420万円の減につきましては、支給対象児童数が確定したことによる児童手当の減額補正となります。

76ページになります。

5目健康推進総務費19節負担金補助及び交付金のみやぎ県南中核病院企業団負担金117万7,000円の減につきましては、院内保育所工事負担金などの確定による減額補正となります。

77ページになります。

4款2項1目じん芥処理費19節負担金補助及び交付金3,628万5,000円の減につきましては、それぞれ仙南地域広域行政事務組合負担金の事業量の確定により負担金の増減額を精算するものですが、4番目になりますけれども、(仮称)仙南クリーンセンター2,388万6,000円の減につきましては、歳入で説明しましたとおり、センターの整備事業負担金の減額補正となります。

少し飛びまして、81ページ、お願いいたします。

8款2項2目道路維持費15節工事請負費3,092万2,000円の減につきましては、歳入で説明しましたとおり、国の防災・安全社会資本整備交付金の額の確定に伴う町道槻木169号線外19路線道路補修工事の事業確定による減額補正となります。

82ページになります。

3目道路新設改良費1億146万8,000円の減につきましても、13節委託料から22節補償補填及び賠償金まで、歳入で説明しましたとおり、町道船岡東25号線狭あい道路整備事業の中止、国の防災・安全社会資本整備交付金の額の確定に伴う町道富沢16号線道路改修工事の事業確定による減額補正となります。

84ページになります。

8款4項5目公園緑地費15節工事請負費8,400万3,000円の減につきましても、国の社会資本整備総合交付金の額の確定に伴う白石川堤外地環境整備工事及び桜の小径整備工事の事業確定による減額補正となります。

次に、少し飛びまして85ページになります。

10款1項2目教育管理費15節工事請負費56万5,000円の増につきましては、それぞれ契約工事完了に伴う減額となりますが、次のページ、86ページになりますけれども、船岡中学校特別支援教室間仕切り設置工事につきましては、来年度増となります特別支援学級の教室として使用するための間仕切り設置工事費用を計上するものです。

89ページになります。

10款5項4目図書館費25節積立金として図書館建設基金に5,001万8,000円の積み立てを行います。これによります基金の残高は1億5,061万8,493円となります。

次のページになります。一番上です。

10款6項1目保健体育総務費25節積立金としてスポーツ振興基金に1億2万1,000円の積み立てを行います。これによります基金の残高は2億1,471万1,392円となります。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費1,076万4,000円の減につきましては、関東・東北豪雨によって生じた林道・ため池の農林業施設関係の被害の復旧工事事業費の確定による減額補正となります。

91ページになります。

11款2項1目土木施設災害復旧費につきましても、同じく関東・東北豪雨によって生じた道路・河川の公共土木施設関係の災害復旧費となりますが、補正はなく、今年度の国庫補助金の配分率変更による財源の更正となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず、1款議会費64ページから4款衛生費78ページまで、次に、6款農林水産業費78ページから12款公債費91ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。49ページの繰越明許費、先ほども説明はあったんですが、もう少し詳しく理由と完了時期について伺います。

それから、50ページの変更で、全国さくらサミット事業が限度額が増になっておりますが、何か内容の変更等あったんでしょうか。今、どのくらいまで進んでいるんでしょうか、準備は。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、繰越明許の関係ですけれども、先ほど説明した以外のものをちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） はい。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、まず阿武隈急行関係、情報政策関係は説明させていただきました。3番目に、財産管理事業の関係ですけれども、実はこれは公会計管理台帳整備業務委託というようなことで、固定資産台帳整備の事業の関係、整備の業務委託関係です。実は当初予定しておりまして、情報よりもかなり膨大な情報量というようなことで、それに時間を要したというような内容でございます。

それから、次の道路橋りょう費の雨水対策事業につきましても年度末、工事集中というようなことで、交通誘導員等の確保が困難な状況がありまして、これについても繰り越しをさせていただきたいというように考えております。

それから、次の道路新設改良事業ですけれども、これにつきましては防災・安全社会資本整備交付金事業は、町道富沢16号線の道路改良工事関係なんですけれども、これにつきましても現場、土質変更によりまして、資材調達に時間を要したというような内容でございます。

それから、10款の教育費ですけれども、教育総務課一般管理費ですが、これにつきましては榎木中学校の体育館の改修工事、それから榎木中学校の体育館の渡り廊下等の設置工事と、それから榎木小学校の照明器具の改修工事の関係でございます。内容につきましては、児童生徒の安全確保というようなことで、夏休み期間に合わせて事業執行する内容でございますので、これにつきましても繰り越しをさせていただきたいという内容でございます。

なお、工期等については次年度というような形になるんですが、なるべく早い工期で完了をさせるように努力していきたいというように考えております。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、50ページ、債務負担の変更です。全国さくらサミット事業ということで、今回変更をお願いしたいというふうに思います。

実は内々、いろいろ協議を進めていまして、せんだっても2日の日ですか、船岡平和観音のお披露目式をしたときに、デッキに向かう右側にあずまやがあるんですけれども、そこに豊島区のほうから記念の、ソメイヨシノの発祥の地ということで、実は記念事業の一つとしてソメイヨシノを2本いただきました。そこに暫定板ということで板を立ち上げているんですけれども、今回サミットの中で、小さなこのモニュメントを立てたいということで考えておりました。

また、あわせて桜の小径に記念植樹をサミットの日に行います。そこにも加盟自治体、それから参加自治体の名称を記載をして、記念にモニュメントを残したいということで、今回変更をお願いしたいというふうに思います。

サミットのほうの進みぐあいということなんですけれども、実はきょうの午前中も、会場

でありますホテル原田と、当日参加をいただく地元でおやじバンドを組んでいらっしゃる方がいらっしゃるんですけども、前日の事前会議のときに、とにかく手づくりで地元でできることは全て地元でやろうということで今回していますので、その地元のおやじバンドの皆様がお迎えするんですけども、きょうその打ち合わせをしています。

実は、ちょっときょう手元に届いたのでお持ちしましたが、ちょっと小さくて申しわけありません。やっ、と、「町制施行60周年記念事業、第24回全国さくらサミット in しばた、さくらを『魅せる・活かす・伝える』」ということで、これ全国に今配布されていると思うんですけども、やっ、とパンフレットもできているということなので、プログラムもやっ、とでき上がっている状況です。

14日の事前会議のときには地元のおやじバンドでお迎えをして、いろいろな討論会をします。できればその日については、しばたの郷土館のほうをちょっとお借りをして、如心庵もありますので野だてができればいいかと、天候にちょっと左右されますけれども、そんなことを今考えています。その事前会議、懇親の席が終わりましたら、実は白石川堤のライトアップの夜間ツアーみたいなものも、ちょっと全国の自治体の方に見ていただきたいということで考えております。

今度当日は、これまた地元の女性コーラスグループの方々が復興の歌をご披露しながら、会場全体で歌を歌いたいということも今計画をして、どのぐらいというんですか、もうほぼ本番にやるべきことをある程度固めて、順調に今進んでいるという状況です。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 60周年記念で大変議会にも参加をしていただきたいということでございますので、議員全員協議会の中で、この全国さくらサミットの概要を改めて詳しく説明をさせていただく機会を持ちたいというふうに思っております。

それと、1つだけではちょっと申しわけないので、平成29年4月からの全面禁煙のこの2つの案件について、議員全員協議会で詳しく説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。はい、再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 繰越明許費のほうなんですけど、完了時期はできるだけ早くということだったんですけど、大体どの辺がめどなんでしょう。学校は夏休みでなければできないというところはわかるんですけど、そのほかのところは大体いつごろなんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 済みません、都市建設課のほうで関係する部分、多くは工事になります。現在の予定では雨水対策事業、それから町営住宅の関係で、建物建築が3月いっぱいかかるということで、幹線内道路とかおくれるんですけども、この一部の道路については5月末を完成の時期というふうに今考えています。それ以外、富沢16号線道路新設改良事業、それから団地内の幹線道路もあります。

それから、災害復旧事業につきましては現在のところ6月30日をめどに完成をさせたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○15番（白内恵美子君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、64ページの議会費から78ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、66ページの真ん中の情報政策費、今回3,929万8,000円の増額の補正ということですが、これは情報セキュリティ関係を一旦計上していて、先ほど繰越明許のところの情報政策費が4,363万円ほどありますが、大体が繰り越すという、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

2点目は、67ページの一番後ろに、太陽光発電設備工事が工事請負費マイナス919万7,000円とあります。どういう内容なのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

3点目、最後は69ページの一番下のほうにマイナンバー事業とか、その上に通知カード・個人番号カード関連事務費交付金とかと出てきているんですが、ほかの議員にも聞いたら、個人番号カード申請したけれども、まだもらっていないという方がいたんですが、例えばサラリーマンの方なんかが会社に届け出るというんですか、逆に会社から聞かれて、私のマイナンバーの番号は何ぼですと、そういう場合は、場合によっては通知カードで対応できるということなんでしょうけれども、町民からそういう問い合わせというのはないのでしょうか。もう、何だかまだ発行できていないと、全国的にも何かいろいろ不備があって、不備というのは国から委託を受けている機構のほうの不備かもしれませんが、自治体も困っている部分もあるというふうに、ちょっとそこ実情どうなのかお聞きしたいんですけども、以上です。



○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、66ページの情報政策費の情報セキュリティについての答弁をしたいと思います。

実は今回平成27年、国の補正予算を受けて事業を執行するというようなところで、これについては国からの指示の中で、28年度への事業繰越を前提に事業執行を計画するというようなところでは、特にこれからマイナンバーが本格的に稼働されます。それと、国民年金でかなり情報が漏れたというようなことがあります。そういうようなことを踏まえた中で、各自治体で持っている情報をできるだけ防御すると、そういうような強靱化をするという、そういうような考え方の中で国からの助成を受けて実施する緊急対策という位置づけで、今回補正を計上させていただいたというところでは、

○議長（加藤克明君） 次に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 太陽光発電設備の関係ですけれども、この事業はご承知のとおり、再生可能エネルギー等の国のほうからの補助金を受けまして、平成26、平成27年度と実施してきたわけですけれども、今回の27年度の太陽光発電設備工事の関係は、工事完了に伴う請け差というようなことをございます。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 69ページ関係のマイナンバーの交付状況関係です。

まず、昨年の10月から先行して通知カードを発送しました。その後、個人番号カードを必要とする方、任意でもって申請していただいているというようなことがあります。

まず、通知カード関係の交付状況なんですけれども、柴田町においては郵送件数1万5,678件、それで郵送人数にすれば3万8,706人というようなことです。それで、それらの通知カードの交付状況については、配付したときに不在だったというようなことで1,115件ほど戻りがありまして、そのうち再通知を申し上げて今現在802件の受領があったと、残り313件というようなことです。

引き続き、個人番号カードの状況なんですけれども、きのう現在において柴田町の申請者が3,146件ほどあります。それで、J-LISから柴田町に届いた件数が2,257件というようなことです。それで、私のほうに届いた時点でもって、交付前の設定の前処理があります。そういうようなことをしまして、あとその準備作業を終えた段階でもって、早速個人番号カードを申し込まれた方に交付の通知のはがきを差し上げております。それで、交付前の設定においては、やはり全国各地からコンピューター上でもって、通信が混み合っているというようなこと

で、非常に通信障害が起きました。今では、1日当たり80件から100件ほどの交付前の設定ができるというような状況です。一番最初、1月時点においては、ほとんど通信回線が混雑していて前処理ができなかったというようなことです。

そういう状況でもっての中で、私のほうでは交付前設定を終えたものについては、すぐに交付のはがきを差し上げて、こちらのほうに来ていただいて本人を確認して、あと暗証番号等を入れていただいて交付するというような作業に努めております。個人番号カードが届かなければというようなことなんですけれども、通知カードでも代用できるというようなことなんで、その辺ご理解していただきたいと思います

あと、私のほうでは土曜日も開庁するというようなことで、今月の場合だと3月26日の土曜日に開庁して、例えば私のほうから交付はがきを差し上げて、例えば平日来れない方はその日に来てもらうとか、あと週の水曜日なんですけれども、毎週7時まで延長して対応に当たるといような状況です。

以上です。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。はい、再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 太陽光発電について、歳入のほうで結局、再生可能エネルギー等導入補助金がマイナス904万5,000円となっていますけれども、これは例えばこの補助金を申請するとき、このくらい使いますという計画を出して、実際にやってみたらマイナス900万円ですという、これ何も補助金もらうほうに対してマイナスというか、次年度以降何か影響を受けるということはないんですか。それが1点目です。

それから、2点目の個人番号カードのことですが、私は今のところ生命保険会社から、「舟山さん、個人番号カードができたんだったら番号を教えてください」というはがきが来ただけで、ほかには影響ないんですが、ただ思ったのは仙台にも随分通うサラリーマンの方、柴田町内なんかも多いと、すると町民の方も会社からマイナンバー教えてくれだとか、今課長も言ったような通知カードでも対応はできますけれども、私からするともう、前は全国的にも1月中に全国的に少しずつ個人番号カードというのは発行されると、もう3月です。柴田町のお知らせ版にでも、今どういう対応になっているとかという、私もう言うべき状況ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか、そこ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 太陽光関係、58ページ関係なんですけれども、これは67ページに関連して歳入のほうの再生可能エネルギー等の補助金関係です。これの差額については、請

負に付して確定したというような金額になります。請負に付して予定価格よりも、それくらいで済んだというようなことになりますので、確定というようなことです。

そして、あとマイナンバー関係の問い合わせ等、やはり前に申請したんだけど、いつ交付になるんだというような問い合わせがあります。それについては、電話等で照会あった場合は、その都度お答えしています。それで、お知らせ版等にもそれらの記事、要するに順次町に届いておりますと、それで交付前の設定が終われば交付はがきでもって、ご通知差し上げますというようなことで、あとはその交付はがきを受領したときに来ていただくというようなことは、お知らせ版等でも周知したいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 再生エネルギーについては、予定したより安く済んだということであれば、いいことではありますが、やはりそれなりに積算のときに厳密にすべきではないかと思えますけれども、一つは。

それから、個人番号カードですが、やっぱり企業とかお店もこれについて対応をいろいろしなくてはいけないということでした。そういう雇っている社員の届け出してもらって、それを管理するとかで、例えばパソコンのソフトを新しく入れるとか、いろいろあると思うんですが、それを思うと柴田町に住むサラリーマンとかの方の発行が遅いと、そういう企業とかも、そういう処理に影響が出ると思うんですが、結局全町民にいつごろ発行を終える見込みなんですか。今ここにいる議員とか課長でも、持っている方もいらっしゃるんですか。申しわけないですけども、そこ、私も最初は生活保護とか何か本当に必要だ、急ぐというものには、どうしても必要だとかというイメージは持っていました。そんなにあと影響ないのかなと思ったけれども、ここまで来て発行されないと、さっき言ったサラリーマンの方とかが会社から問い合わせを受けたときに、通知カードでそれは済みますけれども、やっぱり企業にとっても、いろいろマイナンバーについて対応するのに、柴田町で発行おけると影響を受けるのではないかと思うんですけれども、見込みはどうなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） まず、通知カードでもって足りるというようなことです。個人番号カードは、実物届けば皆さん確認できると思うんですけども、自動車運転免許証と同じように写真が張られていると、あと名前とか生年月日とか性別とかというようなことなんで、通知カードにかわるものというか、人物を特定するものであるというようなことで、今のところ通知カードで足りるというようなことです。

先ほどお話ししましたとおり、J-LISのほうから毎日20件、30件というようなことで届いております。早速、係のほうは朝8時半から平日であれば19時までというような時間帯の中でもって、交付前の設定をするわけです。それで、このごろは通信回線もよくなりまして、先ほど言ったとおり、1日当たり80件から100件くらい処理できると、そういう処理した段階でもって、交付カードを発送しているというようなことです。というようなことで、時間、多少かかりますけれども、それらについては町民に対して周知したいというようなことを考えております。

○議長（加藤克明君） 次に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 太陽光の関係ですけれども、積算のほうをしっかりとされていないのではないかとのことなんです、これしっかり予算を策定時点で積算のほうはしっかりとさせていただいております。

それから、この関係は8月に入札関係でしたので、先月一般競争入札ということで議会のほうにもお示しさせていただいております。その結果、落札率がこういった形になっていましたので最終的にはその不用額として、不用額といいますか、請け差が出たというような状況ですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。67ページの19節負担金補助金関係なんです、この中に3項目ほどあるんですけれども、ここの中身をもうちょっと詳しくご説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、お答えします。

まちづくり提案制度事業については、年3回から4回、町民向けに広報しているんですが、1件ほどの応募しかありませんでした。それで、審査結果で1件を行ったというようなところなんです。

それから、あと地域づくり補助金、これについては昨日もいろいろ質問の中でお答えしたように、各行政区でやれるソフト事業、ハード事業、敬老会事業、これに伴う事業計画に基づく確定がもう既にされてきておりますので、その残というようなところなんです。

それから、このタウンセールス補助金等については、事業が今回PRビデオという形で地方創生の予算を使って行ったというようなところで、この事業については代替が出てきましたので、執行はしませんでしたというようなことの残です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、同じページの8節報償費の中のタウンセールス講師謝礼の減、なっていますけれども、これも同じような理由でしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） はい、そのような形です。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。66ページの企画管理費の25積立金で、ふるさと柴田応援基金積立金、合計で5,450万円とのことですが、事業ごとに幾らになっていますか。

それから、その下の情報政策費の中の情報セキュリティ強化対策について、先ほども説明はあったんですけども、ちょっとよくわからなかったのは、委託料もあるし、それから備品購入費のほうにも入っています。これは、地方債として800万円は出ているんですが、そのほか全額、後から国が全部補償するということなんですか。備品購入費の中の団体内統合利用番号連携サーバーというのも関係しているのでしょうか。総額とすると四千何百万円になるということなんですか。ちょっともう少しそのところを詳しく説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、ふるさと柴田応援寄附金の現在状況です。

桜のまちづくりに関する事業については356件、金額にして886万1,111円です。これについては2月29日現在ということでお答えします。

2番目に、教育に関する事業、372件ありまして、金額が902万5,000円ちょうどです。

次に、福祉に関する事業、194件、金額、495万5,000円。

4つ目、まちづくりに関する事業、137件、金額、320万3,000円ちょうど。

総合体育館建設に関する事業、31件、77万円ちょうどです。

図書館建設に関する事業、58件です。662万5,000円ちょうどです。

学校給食センター建設に関する事業、70件、金額、171万円ちょうどです。

最後に、自治体にお任せということで772件ありまして、金額は1,897万3,000円ちょうどです。件数の総額は1,990件、金額の総額は5,412万2,111円が2月29日現在の寄附の申し込み状況です。

それでは、次は情報セキュリティの予算についてということですが、これについては、今回まず先ほどの質問の中でもお答えしましたように、国の緊急対策の補助を各自治体に受けて実施

をするというような内容です。それについて、まず委託料としてセキュリティ強化対策委託料というようなところで、実はこれについては職員のパソコンと、それからあとマイナンバー関係の業務用のパソコン、こちらの情報を取り出せないとか、アクセスできない、そういうようなシステムを構築するための委託料です。

そして、18の備品購入費については強化対策機器ということで、2つのハードを購入するというようなところになっております。

まず、1つには行政事務についてのファイアウォール、つまり防火扉というような意味なんですけれども、そういうような機械をまず購入ということが1点、それからインターネット接続、これの仮想化のための機器ということで、1,300万円ほどの機器購入を前提にしています。

ただ、これは機械だけであって、ソフトも含めると今回の備品購入の金額、約3,109万2,000円の機器構成になります。

それから、あと団体内統合利用番号連携サーバー、これについては27年度の事業で、こちらのセキュリティ対策とは関係のない業務ということです。

それで、総額については柴田町については今回約4,300万円の事業費ですが、国からは800万円の事業補助しかありません。残りは町の持ち出しと、そういうような体制の中で国から指示が来て、実施を全市町村がやるというような中身になっています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 済みません、67ページのタウンセールスなんですけれども、この間見せていただきましたけれども、今度3月29日に槻木生涯学習センターでお披露目と、これは今年度つくったやつに対して、ことしいっぱい使っていくということなんでしょうか。

それで、これは更新版ができるのかどうか。私この間見せていただきまして、ああ、いいなと思ったんですけれども、桜に関してはちょっと足りないなど。というのは、館山と白石川は出ていましたけれども、太陽の村とか、それから自衛隊なんかが桜はなかったです。それについて、それから太陽の村もかなり変わるんで、そういうのがこの平成28年の後半に新しいものが、そういうのができるのかどうか、それをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回つくったPRビデオは、あくまでも平成27年度の事業ということですが、28年度以降も積極的にいろいろな形でPRをしていきたいというような

形でつくったビデオです。

それで、更新というか、が今後されるのかということなんですが、実はこれの金額については全額国の補助金を受けておりますので、そういうようなメニューがあれば更新をしたいというふうに思っております。当面は、やはり今ある、つくったものを主に使っていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、78ページの農林水産業費から91ページの公債費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、78ページの真ん中の農業総務費、負担金補助及び交付金で750万4,000円とあります。これは県からこの金額をもらって、ストレートに農地中間管理事業機構に集積協力金を払うもんだと私は理解しますが、この750万4,000円という金額の算定基準という言い方おかしいんですが、町内の農地の面積とか農家数とかなんでしょうか。それで、あと平成27年度も3月、今月いっぱいありますけれども、去年の4月から今までで、町内でのこの事業の実績がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

2点目は、79ページの下の方の林業総務費に、いわゆるナラ枯れの駆除対策費ということで、委託料がマイナス121万8,000円となっております。私どもの産業建設常任委員会でも、現場とかを見せてもらいましたけれども、このマイナス121万8,000円の要因というか、それをお聞きしたいと思います。

最後に、84ページの一番上に事業活用調査委託料、マイナス353万2,000円とあります。これの内容についてご説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 1点目の78ページ、19節の負担金補助及び交付金の750万4,000円の中身なんですが、これに関して議員おっしゃるとおり、今年度集積等で実績のあった分をお金を支払うという形で、国から来るお金と同額という形になります。それで、当初は地域集積協力金、これは下名生地区なわけなんですが、13ヘクタールほどを見込んでおりました。実績としては、下名生地区の中で19.02ヘクタール、6.02ヘクタール地域集積協力金がふえたと、こ

これは1反歩当たり2万円という形になりますので、その分で120万4,000円ふえております。

あと、もう一つ経営転換協力金ということで、これは農地を機構のほうに10年間貸しますということで、やめるといふか、離農する方もいらっしゃるれば、経営を例えば田んぼから畑とか、そういったものに転換していくときにお支払いする形なんですけど、これはその規模によって支払う金額が変わっておりまして、当初の見込みですと5反歩以上の方、これを2戸と見込んで100万円。あとは5反歩以下の方、これが30万円なんですけど、3戸と見込んで、済みません、190万円と見込んでおりましたが、こちらが予想外にちょっと多くなりまして、実は2ヘクタール以上の協力をいただいた方が1戸ありまして70万円。あとは50アール以上200アール未満の方が9戸、450万円。あとは50アール以下、これが10戸ということで30万円と300万円という形になりまして、大幅な増になったというような内容でございます。

昨年からの実績という形になるわけなんですけど、ちょっと細かい数字、今確認したいと思うんですけど、昨年がたしか8ヘクタールぐらいだったと思うんで、今回この19.02ヘクタールという形になりますと、27ヘクタールぐらいなのかと思っております。

2点目の79ページのナラ枯れの関係でございます。ナラ枯れに関しては、これは山崎山公園、いこいの森、あとは船岡城址公園ということで、それぞれ山崎山公園に関しては48本、いこいの森に関しては46本、あと船岡城址公園に関しては32本ということで、合計126本のナラ枯れの駆除をちょっと予定しておりました。それで、山崎山公園及びいこいの森に関しては、94本については実施させていただいたんですけど、実は船岡城址公園のナラ枯れの駆除なんですけど、実は船岡城址公園のナラ枯れのナラの位置というのが、ちょうど展望デッキに行く通路の両側になっておりまして、現地等、当初からちょっと業者を含めて確認していたわけなんですけど、西側に関してはカタクリ等の野草が結構いろいろございまして、東側の部分に関しては町のほうの植栽事業で植栽した木とかがちょっとありまして、どのような方法が一番影響がなくていいのかということで、いろいろ検討しておりました。その結果、例えばクレーンでもってついたりとかして、倒さないでやる方法とかいろいろ考えたわけなんですけど、最終的にはちょっと業者のほうからは直接一本一本、上まで上って枝をおろすしかないとか、いろいろな提案がなされて、今回はちょっともう少し工法等を検討して、この32本については今後予算的なこともちょっとございまして、取り組みたいと考えております。

ちなみに、あとナラ枯れの状況について、これに関しては県のほうの専門の方にもちょっと確認していただいたところ、枯れている状態ではないということと、あと状態としてはまだ初期の段階だというようなことの話もありましたので、来年度、もう一度ちょっと工法等を検討



して対応させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 3点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 84ページ、委託料の事業活用調査委託料です。これは社会資本整備総合交付金事業の市街地整備、平成23年から27年度までの5カ年計画で進めてきました。国の交付金の配分の変更によって、桜の小径、白石川堤外地、これが28年度まで延ばして事業をするようになったことから、実は最終年度でその5年間の事業を評価するということになっているんですけども、その評価ができないということで、これについては28年度のほうで実施をしていきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしい……、どうぞ、再質問です。

○14番（舟山 彰君） 農地中間の協力金というのは実績に基づいて、もう今年度確定したということでのこの750万4,000円という、それで来年以降もあれですか、柴田町として事業の目標というのを立てて大体どのくらいになりそうだという、そういう見込みを立てていく、最終的には県から自動的にその実績見込みでこういうふうに補助金をもらえるから、柴田町としては負担は要らないという、そういうことなのか、ちょっともう一度確認したいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 実績の見込みという形では、ちょっと今細かい数字はないんですけども、国のほうでは農地を担い手のほうに集積させるという国全体の目標がございますので、そちらのほうの目標に向かって町も対応していかなければならないんですが、実は県レベルでも、去年は全体の本当に数%という形での対応しかできなかったんですが、ことしもおおよそしか、30%ぐらいとか、そういったところぐらいまでの到達率というか、実績がございません。今後もそういった形で、この中間管理事業を使って、担い手への農地の集積を進めていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町の負担に関しては、今までと同じような形で国が補助金イコール、交付金イコール支出という形になると思うんですが、実は国のほうの予算に関してもまだ詳細な説明がなされておられません。場合によっては、ことしはこのような例えば1反歩当たり2万円とか、例えば経営転換であれば200アール以上は70万円とかという、割と有利な交付金になっているんですが、その辺に関してもまだちょっと詳細な説明がございませんので、それによっていろいろ変わってくることもあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 歳出の質疑を終結します。

これをもって、一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号平成27年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第66号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第66号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第66号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国庫負担金、共同事業交付金などの決定見込みに伴うものであります。

補正の主なものは、歳入につきましては国支出金の増額及び共同事業交付金などの減額であります。

歳出につきましては、保険給付費の増額及び共同事業拠出金などの減額補正を行っています。あわせて、債務負担行為の変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ2,788万1,000円を減額し、補正後の予算総額を49億1,867万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書97ページをお開きください。

議案第66号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,788万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1,867万1,000円とするものです。

100ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の変更です。診療報酬明細書審査業務及び特定保健指導業務に係る委託料の2件ですが、限度額を変更するものです。

102ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ、説明させていただきます。

初めに、3款1項1目療養給付費等負担金2,210万5,000円の増ですが、これは、一般の被保険者の医療費分についての国庫負担金として、療養給付費等負担金から後期高齢者支援金分まで、いずれも交付決定による補正となります。

3目特定健康診査等負担金190万7,000円の減ですが、特定健康診査等の事業確定によるものです。

次に、3款2項1目財政調整交付金8,358万2,000円の増ですが、1節の普通調整交付金で114万5,000円の増、財政調整交付金から後期高齢者医療費支援金財政調整交付金まで、それぞれ交付決定による補正となります。

2節特別調整交付金につきましては、8,243万7,000円の増額補正となります。これは、特別な財政事情があった場合に交付されるもので、東日本大震災による医療費の増加に伴う財政支援などによる交付決定額です。

4款1項1目療養給付費交付金7,643万7,000円の減ですが、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職者医療費分の減額見込みによる減額補正です。

103ページになります。

6款1項2目特定健康診査等負担金181万3,000円の減ですが、特定健康診査等の事業確定により国庫負担金と同様に減額補正となります。

7款1項1目共同事業交付金1,922万5,000円の増ですが、高額医療費共同事業交付金の確定によるものです。

2目保険財政共同安定化事業交付金1億2,520万9,000円の減ですが、共同安定化事業交付金の確定によるものです。

104ページ、9款1項1目一般会計繰入金1,045万3,000円の増額ですが、これは財政安定化支援事業に係る一般会計繰入金の確定見込みによるものです。

9款2項1目財政調整基金繰入金4,000万円の増ですが、これは療養給付費が増額となることから、歳入不足が生じるため、基金繰入金を増額するものです。

次に、105ページ、歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2億円の増ですが、これはこれまでの給付実績に基づき今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

2目退職被保険者等療養給付費4,700万円の減は、退職者医療費分の減額見込みによるものです。

106ページになります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費2,590万円の増、退職被保険者等高額療養費1,000万円の減につきましても、同じく給付実績に基づき見込み額を算出した結果、補正するものです。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金101万1,000円の増及び2目保険財政共同安定化事業拠出金1億8,800万3,000円の減ですが、それぞれ拠出金の確定によるものです。

107ページです。

8款1項1目特定健康診査等事業費735万7,000円の減は、特定健康診査等の事業確定によるものです。

8款2項1目保健事業40万9,000円の減は、検診等の支出額確定による減額補正となります。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第67号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第67号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第67号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、受益者負担金、下水道使用料の額確定見込み及び流域下水道事業受益者負担金の額確定に伴う流域下水道事業債の減額補正です。

歳出につきましては、流域下水道維持管理負担金、雨水管理費、汚水枝線工事、流域下水道事業受益者負担金などの額確定見込みによる補正であります。

歳入歳出それぞれ3,271万3,000円を減額し、補正後の予算総額を15億3,191万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、議案書109ページをお願いいたします。

議案第67号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ3,271万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億3,191万3,000円にするものです。

次に、111ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正です。追加になります。第2款1項の下水道事業費、事業名は公共下水道事業でございます。1億4,070万1,000円の繰り越しをお願いするわけでございますが、汚水幹線及び枝線工事で沿線事業所出入り関係の日程調整などを事前にいたしましたところ、連続的に営業車両が出入りする期間が話し合いの結果、確認されましたことから、通行規制をそこで塞ぐわけにはいかないということもありまして、おくらせてその部分の工事を実施する必要が生じました。

また、水道本管切り回し関係で材料調達等に時間を要しましたことなどから、今回の繰越事業となるものでございます。

次に、下水道の長寿命化事業になります。367万円の繰越額なんですけど、現在供用している下水道管の更正工事を行う内容になっておりまして、各家庭から流れてくる污水取り出し管を一時とめて、作業するための調整に時間を要してしまいましたことなどから、今回繰り越しをお願いするものでございます。

次に、112ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正です。流域下水道事業費の起債です。事業費が、これにつきましては確定したことによります起債の減額補正になります。補正前の限度額1,280万円から470万円を減額いたしまして、補正後の限度額を810万円に改めるものです。

次に、114ページをお願いいたします。

歳入です。1款1項1目負担金です。1節公共下水道受益者負担金現年分1,001万3,000円の減額につきましては、公共下水道の供用開始に伴いまして発生します受益者負担金の中で大原幹線なんですけど、イオンタウン柴田の敷地内にある各店舗の納入方法等の確認等に時間を要する関係がございまして、1年間だけの猶予申請の提出がなされましたことによりまして、今回減額補正になるものです。

なお、平成28年度からは通常5年の支払いのやつを短縮して4年で支払う、イオンタウン柴田のほうからの事前のお話を受けております。

それから、次に2款1項1目使用料です。公共下水道使用料現年度分1,800万円の減額につきましては当初見込みよりも排水量、節水式の控除などがありまして、使用料が結果的には伸びなかったと、見込みが伸びなかったということで、この減額補正になるものです。

次に、7款1項2目流域下水道事業債です。1節流域下水道事業債470万円の減額につきましては、事業費の確定による補正になります。

次に、115ページをお願いいたします。

歳出になります。一般管理費13節委託料につきましては20万円の減額なんですけれども、額の確定による補正になります。

次の1款1項2目污水管理費から1款1項3目雨水管理費につきましても、それぞれの額の確定もしくは確定見込みによる減額補正となります。

次の2款1項1目公共下水道建設費の2節給料、職員手当等も人事に伴う減額補正でございます。

次に、116ページをお願いいたします。

13節委託料、鷺沼5号調整池鳥瞰図作成委託料20万円の増額補正につきましては、地元の説明会の中で再三、5号調整池の完成イメージが湧かないというご意見がございまして、上空斜めから見たイメージ図の作成委託料を今回補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費の減額につきましては、額の確定見込みによる減額補正になります。

19節についても、人事に伴う額の確定による補正になります。

次に、3款1項1目19節です。これにつきましては、財源の組み替え補正になります。

119ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込み額に関する調書になります。これは公共下水道事業債ですが、年度中の起債見込み額の補正なんです。額の流域下水道事業債470万円減額になりましたことによりまして、見込み額を3億860万円とするものです。当年度末現在高見込み額につきましては、72億6,189万3,000円になる見込みです。

以上の内容になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め、歳入歳出を一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。111ページの繰越明許費補正なんです。おくれるのはやっぱりいろいろ事情があつて仕方ないと思うんですが、完了予定まで説明していただくと、今後そういうふうにしていただけるといいかと思いました。お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） はい、済みませんでした。平成28年の5月末、両方につきましても5月末で完了を予定してございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○15番（白内恵美子君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。114ページの使用料について1,800万円ほどの……、2款の1項1目、1,800万円ほど減になっておりますが、先ほどの説明ですと使用料、水道使用量とかだと思ふんですけれども、の減量によるということなんですけれども、水道のほうと連動はどのくらいされているのか教えていただきたいと思ふます。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（畑山義彦君） 排水量が年々急激ではないんですが、下がっています。その分、使用量の水量も緩やかではありますけれども、下がった傾向にはあります。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 4番（秋本好則君） その下がり方と、水道の使用量の下がり方は同じですかということを知りたいんですけども。
- 議長（加藤克明君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（畑山義彦君） それにつきましては、ほぼ同じになっています。
- 議長（加藤克明君） よろしいですか。
- ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第68号 平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算

- 議長（加藤克明君） 日程第13、議案第68号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第68号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の確定見込みに伴うものです。

歳入につきましては、国支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの減額補正となります。



歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費などの減額補正となります。あわせて、繰越明許費の追加を行うものです。

歳入歳出それぞれ5,137万5,000円を減額し、補正後の予算総額を27億1,433万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、議案第68号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

議案書121ページをごらんください。

今回の補正につきましては、保険給付費並びに繰越明許費補正が主な内容であります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,433万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の説明の前に、繰越明許費補正についてご説明いたします。

124ページをごらんください。

追加1件です。1款総務費1項総務管理費、事業名一般管理事業、金額6,400万円は、地域密着型の小規模多機能型居宅介護及び認知症共同生活介護グループホームの施設整備に係る地域医療介護総合確保事業であります。用地買収に係る地権者との交渉において、権利者死亡が判明し、相続事案が発生し、契約締結まで日数を要したことから年度内完了が見込めないこととなったものであります。現在、船岡新栄四丁目地内において5月完成、6月開設に向けて工事を進めているところでございます。

歳入です。主なものについて説明いたします。126ページをごらんください。

3款国庫支出金と、4款支払基金交付金、5款県支出金の各増減額は交付額確定見込みによるものです。

127ページをごらんください。

7款1項1目介護給付費繰入金398万4,000円の減額は、事務費精算による減でございます。

続きまして、歳出です。主なものについて説明いたします。128ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費13節委託料331万3,000円の減額は、制度改正に伴う介護保険システム改修委託料の確定によるものです。

2款保険給付費の目ごとの増減額は各保険給付費、サービス費の決定見込みによるものです。

130ページをごらんください。中段です。

4款2項4目8節報償費190万円の減額は、生活支援協議会委員報償及び生活支援コーディネーター謝礼の決定見込みによるものです

5款1項1目25節積立金1万8,000円の増額は、介護給付費準備基金の財産運用による利子を積むものです。補正後の当基金残高は、1億909万500円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、繰越明許費補正を含め、歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより、議案第68号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第69号 平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第14、議案第69号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第69号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増額によるものであります。

補正の主なものは、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に同額補正を行っております。

歳入歳出それぞれ1,839万7,000円を増額し、補正後の予算総額を3億7,146万9,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書131ページをお開きください。

議案第69号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,146万9,000円とするものです。

134ページをお開きください。

歳入です。1款1項1目特別徴収保険料500万5,000円の減、2目普通徴収保険料2,410万3,000円の増、合計で1,909万8,000円の増額補正ですが、これにつきましてはそれぞれ被保険者の異動に伴う現年度分保険料の増減によるものです。

3款1項2目保険基盤安定繰入金70万1,000円の減額ですが、保険基盤安定負担金の決定による一般会計からの繰入金で、その内訳は低所得者に係る軽減分が83万4,000円の増、旧被扶養者に係る分が153万5,000円の減となります。

次に、歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,839万7,000円の増ですが、これにつきましては保険料の増額に伴って広域連合への納付金を増額するものと、保険基盤安定負担金の決定により保険基盤安定繰入金が減額となり、同額を広域連合納付金から減額するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより、議案第69号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15 議案第70号 平成27年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第15、議案第70号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第70号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の主な補正は、工事負担金の額確定に伴う補正であります。

収益的収入及び支出の収入の補正はなく、資本的収入及び支出の収入では、公共下水道事業に伴う工事負担金の額確定により、249万5,000円の減額補正となります。収益的支出は47万9,000円を減額し、補正後の予算総額は、11億9,070万4,000円となります。

また、資本的支出は8万4,000円減額し、補正後の予算総額は3億7,044万円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、補足説明をいたします。

135ページをお願いいたします。

議案第70号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

第2条ですが、第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主な建設改良事業、既決予算額から共済組合事業主負担金の減額などによりまして、8万4,000円を減額補正するものでございます。

第3条につきましては、予算書第3条に定めております収益的収入及び支出の予算予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入はございません。

支出でございます。職員手当等の減額によりまして、47万9,000円を減額するものでございます。その内訳については第1項の営業費用になります。

第4条につきましては、予算書第4条の本文括弧書きの中の2億4,952万3,000円を2億5,193万4,000円に、2億3,935万4,000円を2億4,176万5,000円に改めるものです。資本的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款の資本的収入、既決予定額から工事負担金の確定によりまして、249万5,000円を減額し、1億1,850万6,000円にするものでございます。

支出でございます。第1款の資本的支出、既決予定額から8万4,000円を減額しまして、3億7,044万円、内訳は第1項の建設改良費になります。

136ページをお願いいたします。

第5条です。予算書第7条に定めております経費の金額、議会の議決を得なければならない経費を次のように補正を行うものでございます。

職員給与費、既決予定額から56万3,000円を減額いたしまして、4,543万2,000円に補正を行うものでございます。

なお、内容につきましては共済組合事務費負担金、職員手当等の補正になるものです。

137ページをお願いいたします。

第1表収益的収入及び支出補正予定額の実施計画書、説明書になります。

収入につきましては、ございません。

支出でございます。原水及び浄水費、2配水及び給水費、4総係費それぞれは額の確定見込みによる補正になります。

次の138ページの資本的収入及び支出補正予定額実施計画でございますが、その収入ですが、1目の工事負担金につきましては同じく額の確定によりまして249万5,000円を減額し、補正後の額を850万5,000円にするものです。

支出でございますが、2目の水道工事費につきましては、法定福利費の減額などによりまして、8万4,000円を減額するものです。

次に、145ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額の実施計画明細書になりまして、先ほどの説明の項目や金額の詳細となるものでございます。

次の146ページの資本的収入支出補正予定額実施計画明細書につきましても同様に、詳細の内容となっております。

以上で補正の内容になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点だけ、ページでいくと137ページになると思うんですが、役場のす

ぐ近くにサービスセンターができて、業務の一部を民間に委託したということなんだろうが、委託料というんでしょうか、あれはこの特別会計からすると、この水道事業費用の営業費用の中に目ということで3つぐらい書いてありますが、その中に反映されるという言い方になるんですか。というのは、ああいうふうに民間に委託したことによって、コスト削減とか効果があったのかどうかをちょっと知りたいんで、項目としてどこを見ればいいのかということを知りたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 窓口業務委託につきましては、平成26年度から30年までの債務負担行為で5年間契約させていただいております。その内容につきましては、営業費用の中に年間予算として5年間継続して計上されるようになっております。

あと、効果につきましては前もお話ししたかとは思いますが、時間的なサービスの向上とか、あとお客様に対しての情報の提供とか、いろいろとその都度サービスを行っていきまして、あと料金徴収関係も電話等で再三いろいろと問い合わせをしまして、極力最低でも誓約、分納できるようにしている状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 時期によってはサービスセンターも残業でもしないと、ちょっと対応できないというようなことがあるかもわからないですが、いわゆる委託の契約のとき、そういう年間で幾ら、5年間の債務負担行為で契約していると今お聞きしましたけれども、どうしてもという場合は時間外手当の部分を増額するとか、そういうことを認めるような契約みたいなものをしているんですか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 契約の中では、そのようなことはしておりません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あすは午後1時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時23分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番